

# 議員（現職）の死亡による葬儀等について

1. 議長及び副議長（ともに現職）が死亡したときは、遺族等との合同による議会葬を執り行うことができる。
2. 議会葬の費用は、全体金額の2分の1を超えない範囲で公費で負担するものとし、その都度各派幹事長会で協議する。
3. 上記以外の議員が死亡したときは、各派幹事長会でその都度協議する。

（平成27年5月13日 各派幹事長会）

- ・ 本会議の傍聴について、多数の傍聴人が予想されたため、傍聴券を交付し、交付を受けた人のみに限定した。（平4.4臨）（平17.12定）（平24.2定）

（議場への入場禁止）

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
  - (2) 鉢巻き、腕章（報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - (3) 垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
  - (5) ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第8条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
  - (6) 酒気を帶びていると認められる者
  - (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者
- 2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。
  - 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
  - 4 保護者又は引率者（教職員及び学校関係者をいう。）の同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (5) みだりに席を離れること。
- (6) 携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。
- (7) 傍聴席の手すりに手をかけて乗り出し、議場をのぞき見しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、議長の許可を得た者は、当該許可を得たことを証する腕章等を、傍聴席において常に着用しなければならない。

- 報道機関（市政記者含む）及び市広報担当職員等が議場内で撮影しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得る。
- 市政記者クラブに加入していない報道機関から、議場での撮影、録音の申出があつたときは、議長に口頭で許可を得ることが例である。
- 市政記者クラブ所属の報道関係の本会議場における写真や動画の撮影、録音の許可については、毎年度、一括して許可することとした。（平19.6.18 議運委）

【議場で撮影の許可をした例】

- ・ 本会議中に市政記者から写真撮影の申し出があったため、議長はこれを許可した旨報告された。（平15.12 定 第1日）

【傍聴のマナーについて記者クラブに申し入れをした例】

- ・ 市政記者が特別委員会の開催中、委員会室において議会局職員の再三の注意にも関わらず、マナーモードOFFの携帯電話で受電し、委員会室での会話をを行う等の違反行為を繰り返したため、委員会傍聴条例に違反するとして後日市政記者クラブ幹事社に対し、議長名での文書による申し入れを行った。（R4.6.28）

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)